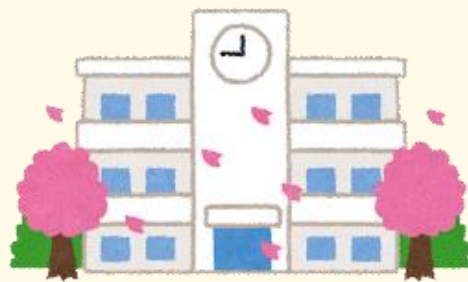


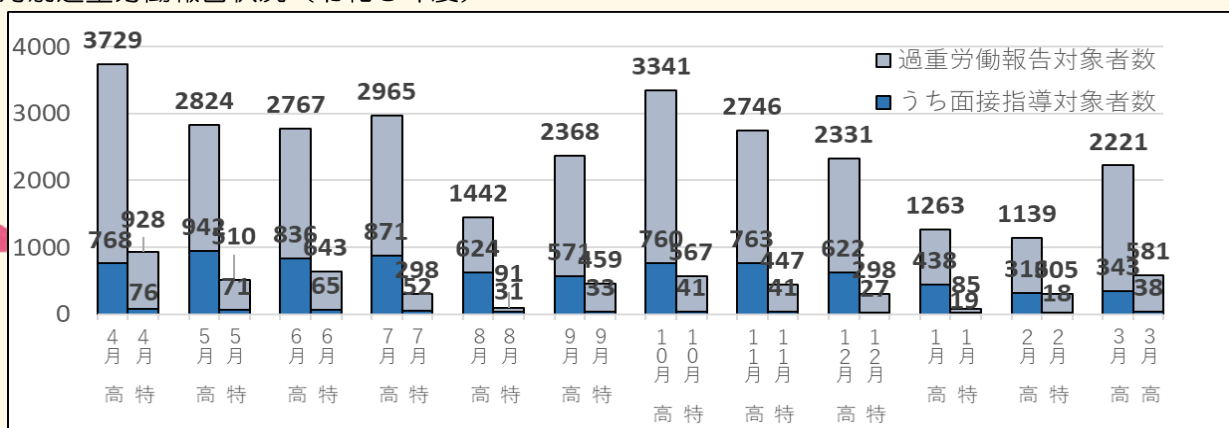
過重労働による健康障害を防ぐために

道立学校では、例年、年度末の3月から新年度の7月にかけて、長時間勤務が多くなる傾向があります。

毎月、学校から福利課に提出される「過重労働（従事時間）報告書」からも、この時期に、過重労働報告の対象となる職員（※1）が多く、それとともに、産業医等による面接指導の対象となる職員（※2）も多いことがわかります。



■月別過重労働報告状況（令和3年度）



とりわけ、4月は、人事異動や校務分掌の変更などもあり、長時間勤務が多い傾向が顕著です。

勤務環境が変わったり、新たな業務を担当することとなった中で、長時間勤務が続くと、自分では大丈夫と以为っていても、知らず知らずのうちに疲労が蓄積し、心身ともに健康を損なうことにもつながりかねません。

このような、過重労働に伴う健康障害を防ぐためには、自分自身の勤務状況をしっかり把握することが大切であり、長時間勤務が一定の時間を超えてしまった場合は、産業医等による面接指導を受けることが重要です。

※1：過重労働報告対象者

- ・前月の時間外勤務が45時間を超えた職員
- ・直近の2か月間、3か月間、4か月間、5か月間、6か月間のいずれかの1月あたりの平均の時間外勤務が80時間を超えた職員

※2：面接指導対象者

- ・前月の時間外勤務が80時間を超えた職員 → 面接指導は、職員本人の申出により実施
- ・前月の時間外勤務が100時間以上の職員
- ・直近の2か月間、3か月間、4か月間、5か月間、6か月間のいずれかの1月あたりの平均の時間外勤務が80時間を超えた職員 → 面接指導は、本人の申出の有無にかかわらず、原則として実施

自分自身の健康を守るために、面接指導を受けましょう。